

# 財団法人北海道体育協会 競技力向上委員会規程

第1条 この規程は、財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された競技力向上委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第2条 この委員会は、本道の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を期するため、次の事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 競技力向上のための総合的対策に関すること。
- (2) 各競技団体の選手強化についての、助言と協力に関すること。
- (3) 指導力の向上を図るための講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 競技力向上のための研究活動に関すること。
- (5) 競技施設の整備拡充の促進に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

第3条 この委員会の委員は、会長が、本会加盟競技団体及び加盟学校体育団体より選出された各1名並びに会長が指名する理事及び学識経験者若干名の者を、理事会に諮って委嘱する。

第4条 この委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 常任委員 若干名

第5条 委員長は、会長が理事会に諮って委嘱する。

2 副委員長及び常任委員は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

3 副委員長の委員長職務の代理は、あらかじめ委員長が指名する副委員長があたる。

4 常任委員は、この委員会の常務を処理する。

第7条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 この委員会の機構及び事業の根本方針、その他重要事項については、委員会の議を経、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第10条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成し、委員長が招集し、その議長となる。

第14条 常任委員会は、委員会より委任された事項及び緊急を要する事項の処理にあたる。  
2 前項の場合には、次の委員会に報告して、承認を求めなければならない。

第15条 第10条、第11条及び第12条の規定は、常任委員会に準用する。  
2 この場合において、「委員会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第16条 この委員会には、必要に応じ、小委員会を設けることができる。  
2 小委員会については、委員会の議を経て、別に定める。

第17条 この規程の変更は、委員会の議を経、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、昭和42年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年7月24日から施行する

附 則

この規程は、昭和62年6月30日から施行する。

附 則（平成12年12月22日一部改正）

この規程は、平成12年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月7日一部改正）

この規程は、平成18年3月7日から施行する。

附 則（平成19年3月23日一部改正）

この規程は、平成19年6月22日から施行する。

附 則（平成20年6月25日一部改正）

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。